

因果の用例より見た『五教章』に於ける法蔵の思想的立場

館 野 正 生

序

本論考は賢首大師法蔵（六四三―七二二）に於ける華嚴思想の変遷を追究するものの一つであるが、ここでは特に「因果」の用例を調査することによって、『華嚴五教章』⁽¹⁾に於ける法蔵の思想的立場を説明しようとするものである。

第一章 『五教章』に於ける因・果の用例

以下、『五教章』で因と果が併用されている部分を探り上げ、その内容を調査して行くのであるが、その全体を概観するならば、「因果無二」として説かれる場合と、因・果を相對的に表現した場合との二つに類別することができる。そこで以下では、この二つの類型に添って内容を検討して行くことにする。⁽²⁾次にこのうち、まず「因果無二」の用例から見て行く。

第一節 「因果無二」の用例

(一) 上巻での用例

まず上巻では、「建立乘」第一の始めで別教一乗が解釈される文中にて、

初中亦二。一是性海果分。当是不可説義。何以故、不與
レ教相應之故。即十仏自境界也。故地論云、「因分可説、果分不可
レ説」者是也。
二是緣起因分。即普賢境界也。此二無二 全体遍収。其猶
波水。思之可見。

（六四頁／大正四五・四七七上）

別教一乗は因果無二であり、全体が遍く収まっており、その関係は波と水のごとくである、とされている。上巻での用例はこの一箇所のみとなっている。

(二) 中巻での用例

次に中巻では、「義理分齊」が四門に分けられる中の第三「十玄縁起無礙法門義」にまず見られる。この「十玄縁起無礙法門義」第三は最後に、

上来所明並是略顯^ニ 別教一乘縁起義^ニ 耳。

(二九九頁／同・五〇七中)

と明示されているように、全体が別教一乘を説き顕わした一段である。

用例はその冒頭での、次の文章中に見られる。

夫法界縁起乃自在無窮、今以三要門略撰為^レ二。一者明^ニ究竟果証義^一、即十仏自境界也。二者随縁約^レ因辨^ニ教義^一、即普賢境界也。

初義者円融自在、一切一切即一不^レ可説^ニ其状相^一耳。如^ニ華嚴經中究竟果分国土海、及十仏自体融義等^一者、即其事也。不^レ論^ニ因陀羅及微細等^一、此当不可説義^一。何以故、不^レ与^レ教相应^ニ故。地論云、「因分可説、果分不可説」者即其義也。問。義若如^レ是、何故經中乃説^ニ仏不思議品等果^一耶。答。此果義是約縁形対^レ為^レ成^レ因故説^ニ此果非^レ一擲^ニ究竟自在果^一。所以然^ニ者為^レ不思議法品等与^レ因位同會^一而説^ニ上故。知形対^ニ耳。

(二四六頁／同・五〇三上)

ここでは無二が明確に示されていないが、直前に引用した「建立乘」巻頭の文章と内容が共通していることに加えて、最後に置かれた問答の中で、究竟自在ではない果が、形対（対を形わした）、即ち相對表現上の果分であることが明かされておき、その形対の果は、ここで説かれる究竟自在の果ではない、とされていることから、ここで説かれている因果は対を絶した無二一体のものであることが判るのである。

次の用例は、同じ「十玄縁起無礙法門義」第三で、いわゆる「十玄門」が説かれる中の三「諸法相即自在門」に見ることがができる。この一門の解釈は六問六答を付した長文となっている。特にその中の第三問答は途中から内容が変わって二つの部分に分けることができるのであるが、そのうちの後段から、第四問答、第五問答まで因果についての説示となっている。まず第三問答の後半部分では、

因果俱齊、無前後別^一。故地論云、「以下信地菩薩乃至与^ニ不思議^一仏法^一為^レ中一縁起^一、以^ニ六相総別等義^一而用括^レ之^一。明知因果俱時相容相即、各撰^ニ一切互為^ニ主伴^一。深須思^レ之^一此事不^レ疑。又此經云、「何以故、此初発心菩薩即是仏^一故、悉三世諸如来等、亦与^ニ三世仏境界^一等、悉与^ニ三世仏正法^一等、得^ニ如来一身^一・無量身、三世諸仏平等智慧^一。所化衆生皆悉同等^一。又云、「初発心時便成^ニ正覚^一、具^ニ足慧身^一不^レ由^レ他悟^一」。如是云云無量。広如^ニ經文^一。

『十地経論』卷一（大正二六・一二四下—一二五下）での初歡喜地の釈を大きく意積して、因果が俱斉・俱時であることを示し、更に『華嚴経』の引文を二つ掲示して経証としている。俱斉は無二を、俱時は同時を語ったものであるが、同時は無二の在り方の一側面を示したものと捉えられよう。

次に第四問答では、右に関連した内容となっており、

問。此等數二 因中徳二耳。豈可レ即ニ果徳二耶。

答。此一乘義因果同体、成ニ縁起、得レ此即得彼、由ニ彼此相即ニ故。若不レ得者、因即不レ成レ因。何以故、不レ得レ果故。非レ因也。

(同前)

一乗の義は因果同体であることが語られているが、この「体を同じくする」ということも、無二の一側面を語ったものと把握できる。

なお続く第五問答は因果相対を内容としていることから、次節で調査を行うこととする。

次の用例は、「六相円融」第四で、六相の縁起について、三門に分けて釈す中、第二の「教興の意」を述べる部分である。

第二教興意者、此教為レ一顯ニ一乘円教法界縁起、無尽円融、自在相即、無礙容持、乃至因陀羅無窮理事等一。

此義現前、一切惑障、一断一切断、得ニ九世十世滅一。行徳即一

成一切成、理性即一顯一切顯。並普別具足、始終皆斉、初発

心時便成ニ正覚一。

良由ニ如レ此、法界縁起、六相容融、因果同時、相即自在、具ニ

足ニ逆順一。

因、即普賢解・行、及以証入、果、即十仏境界、所顯無窮。

広、如ニ華嚴経説。

(三〇七頁／同・五〇七下)

この中、最後の一段を除いた部分の中での、因果に関してのみ略して言うならば、一乗円教の法界縁起は因果同時である、とできるが、最後の一段に記された「因とは即ち普賢の解・行と、及び証入を以てし、果とは即ち十仏の境界、所顯無窮なるものなり。広くは華嚴経に説けるが如し」という内容は、「建立乗」第一の冒頭と「義理分斉」第九の「十玄縁起無礙法門義」第三の初めに示された因分・果分の説示と共通していることに鑑みて、本段で示された因果が因果無二に共通していることが知られるはずである。

(三) 下巻での用例

次に下巻「所詮差別」第十に移る。まず最初に、第二「種性差別」で円教の種性を述べる箇所、一乗別教の種性が説

かれる中にて、

二、拋別教、種性甚深、因果無二。通依及正、尽三世間、該取一切理事・解行等諸法門。本来満足、已成就訖。故大經云、「菩薩種性甚深廣大、与法界虚空二等」。比之謂也。若隨門顯現、即五位之中位位内六決定義等、名爲三種性。亦即此法、名爲因果相。以因果同體、唯一性故。広如經說。余可準知。

（三五八—三五九頁／同・四八八上）

まず別教が因果無二であることが示され、これは「本来満足して已に成就し訖」った（本来満ち足りていて、すでに完成し終った）ものであることが述べられている。続いて各々の階位に随って現わす場合について、菩薩の五位の各々に六決定があるとするが、これらは果相の顯現であるとし、その理由として「因果同體、唯一性なる故」と示されている。

更にこれに加えて一問答が付せられており、その最後で、

或即因具果通三世間。如円教說。

（三五九頁／同・四八八上）

円教の分齊として「因に即して果を具す」と説かれている。

これは因が果を具足しているという、因に視点を置いた表現

であるが、因果無二に共通する内容である。

次に第三「行位差別」で円教の行位が説かれる箇所、別教を三義、即ち寄位・果報・行に分けて釈すうち、寄位で、

一、約寄位顯。謂始從十信乃至仏果、六位不同、隨得二位、得一切位。何以故。由以下六相取上故。主伴故。相入故。相即故。円融故。

經云「在於一地普攝一切諸地功德故」。是故經中「十信满心勝進分上得一切位及仏地」者、是其事也。

又以諸位及仏地等、相即等故、即因果無二、始終無礙。於一一位上、即是菩薩即是仏者、是此義也。

（三七八—三七九頁／同・四八九中—下）

別教の行を位相に寄せて顯わす中で、因果無二が説かれている。

以上、因果無二の用例を全て列挙してきたのであるが、これらが全て円教、或いは別教一乗の解釈として用いられていることが判るのであり、その特徴は因即果、即ち果そのものとしての因が説かれるという点にある。なお、この在り方は従果向因の下転門、即ち向下門であると把握することができずである。

続いて因果相對の用例を見て行く。

第二節 「因果相對」の用例

(一) 上巻での用例

まず上巻では「分教開宗」第四で使用される一回のみであり、これが第一の用例となる。それは五教判が明かされる箇所、始・終・頓の三教に対して三義が立てられて積されるうちの二「頓漸」の前半、漸教の積中に見られ、

二或分、為レ二。所謂漸頓。

以下始終二教所有解行、並在二言説、階位次第因果相乘、從レ微至著通名、為レ漸。故楞伽云「漸者如掩摩勒果、漸熟非頓」。此之謂也。(二四二頁/同・四八一中)

とあるように、因によって果を得ることの相乗によって階位次第してゆく、という向上門としての因果が示されている。

(二) 中巻での用例

次に中巻「義理分齊」第九に移ると、まず「三性同異義」第一では因・果の用例は見られない。続く「縁起因門六義法」第二では、次の一例が見られるのみである。⁽³⁾

「縁起因門六義法」第二は全体が六門に分けられており、その第二門「建立」は六つの問答から成っているのであるが、その第五問答で、

問。果中有二六義不。

答。果中唯有二。空有二義。謂從レ陀生、無体、故是空義。翻レ因故是有義。若約レ互為因果二說、即此一法為レ陀因、時具二斯六義。与レ陀作レ果時即唯有二義。是故六義唯在二因中。

(二三六頁/同・五〇二中)

果にも因と同じく六義が存するかという問いに対して、もし互いに因となり果ともなる「互為因果」の場合には、果にも因の六義が当てはまると解釈し、因果が相対的に説かれている。これが第二例となる。

次に第三例は、同じ「義理分齊」第九の「十玄縁起無礙法門義」第三の、前節で取り上げた「形対の果」が当たると。該当する部分を再録する。

問。義若如レ是、何故經中乃說二仏不思議品等果二耶。

答。此果義是約レ縁形対為レ成レ因故說。此果非レ。拋ニ究竟自在果。所コ以然者為下不思議法品等与二因位二同会。而說上故。知形対。耳。(二四六頁/同・五〇三上)

「仏不思議法品」などで説かれている果は形対(対を形わした)、即ち因・果の相対表現上の果であると答えられており、究竟、自在の果とは対応関係に置かれていることが判る。

第四例は同じく「十玄縁起無礙法門義」第三に有り、十玄

門の三「諸法相即自在門」に於ける、前節で取り上げた第三問答の後半と第四問答に続く、第五問答で説かれている。

問。上言下果分離縁不可説相、但論中因分上者、何故十信終心即辨作仏得果法也。

答。今言作仏者、但初從見聞已去、乃至第二生即成解行、解行終心因位窮滿者、於第三生即得彼究竟自在円融果矣。由此因体依果成故。但因位滿者、勝進即没於果海中也。為是証境界故不可説耳。此如龍女及普莊嚴童子・善財童子・兜率天子等、於三生中即剋彼果義等。広如経辨。應準思之。

(二八〇頁/同・五〇五下)

十信の終心に説かれる果は、因位が窮満し果海中に没する、というものであると積されており、つまり因から果への向上門としての因果が示されている。

(三) 下巻での用例

次に下巻「所詮差別」に移る。第五例はその第三「行位差別」で円教の行位を解釈する部分に見ることができる。ここで別教に三義を分ける中の二「報に約す」で、見聞・解行・証果の三生成仏が説かれるのであるが、その最後にまとめとして示される一文で、

当知。此約因果前後分二位故。是故前位但是因円。果在

後位。故説「当見我」。(三八〇頁/同・四八九下)

としており、これは向上門に立った「因から果へ」の解釈である。

次に第六例は、同じく「所詮差別」の、第五「修行所依身」で、始教の依身について積される部分で、阿羅漢、菩薩などに寄せて(寄対・寄顯)顯わす積が為される中の三番目に見られる。

三第十地名阿羅漢、仏地超過故非彼也。如涅槃中説四依言阿羅漢者住第十地。此寄因果、以分大小。此上二門、約始教中廻二乗教説。

(四〇一頁/同・四九一中)

「これは因の、果と異なるに寄せて、以て大小を分かつものなり」とは、因としての阿羅漢(小乗)が第十地であって、果としての仏(大果)の仏地とは異なるということに寄せて、それによって大・小を顯わす、という意であるが、これも「因から果へ」の向上門が語られている。

次に第七例は、「所詮差別」の第六「断惑分齊」に見られる。そこでは三乗の断惑が説かれるに当たり二門に分けられているが、その中の二「寄惑顯位」、即ち断惑に寄せて位を顯わす部分は、十八門に分かつて説明されてゆく。このうち

八は「四障に寄せて四位を顕わす」ものであり、これが更に二門に分けられているのであるが、その後門の釈中で、

四十地^ニ至^ル仏地^ニ已^ニ還^ス、滅^{シテ}獨覺捨大悲習^ニ、顯^ス此一位^ニ因円果^ニ満^ス、得^テ首楞嚴三昧^ニ、成^ニ於常德^ニ、除^ク無有生死^ニ。四徳円^{カナルガ}故^ニ、生死永^ク尽^ス。故云^ニ無有^一也。 (四四一頁／同・四九五上)

十地から仏地までで獨覺捨大悲障の習氣（獨覺が大悲の心を捨てる障礙の習慣的余力）を滅尽して、この一位が因円かに果満じていることを顕わす、という。これも因が円満にして果が満足するという、「因から果へ」の向上門である。⁽⁴⁾

次に第八例は、「所詮差別」の第八「仏果義相」の二「相好を明かす」で、三乗の相好に闡説する中で説かれている。

其相好出^ル因有^ニ二義^ニ。一亦^ハ是方便^ヲ為^{シテ}引^ク二乘^ニ。即^チ於^テ此身^ニ、亦^ハ示^ス勝^ト因果^ニ。以^テ實報身非^ニ彼見^ニ故^ニ。二此等亦^ハ即是^ニ實報相^ニ。垂^テ在^リ化中^ニ、顯^ス現^ス故^ニ得^テ出^ル因也。 (四八二頁／同・四九七中―下)

勝れたる因・果を示して二乗を誘引する、という部分であるが、これは因果相対の表現である。

第三節 二つの類型とその内容

因果の用例より見た『五教章』に於ける法蔵の思想的立場（館野）

以上、『五教章』で使用されている因果を全て採り上げ、それを二類型に分けて内容を見てきたのであるが、第二節の「因果相対」での第三例で、別教一乗の究竟自在の果が「形対の果」と対応して語られていることと、前節で見たように「因果無二」が全て別教・円教の分齊であったことから、別教一乗に於いては「因果無二」であり、それ以外、即ち同教一乗では因果相対、と類別することができるのである。また因果相対は全八例のうち、一、四、五、六、七の五例が「因から果へ」の向上門を説いており、因と果を相対させることによって、因位の衆生を仏果へ導く、従因向果の上転門、即ち向上門をその内容の大きな一面として有していることが判る。

右のように各類型を論定した内容を以て、前節で掲げた因果相対の各用例に当たるならば、そのうち第一例の漸教に於ける因果、第二例の同教の義理が示される中での互為因果、第三例の形対の果（別教一乗の釈中であるが、先に述べたように別教と対比して示されたものである）、第六例の始教の因果、第七例の三乗教の断惑に於ける因果、第八例の三乗教の因果、のそれぞれについては、別教、或いは円教の分齊で述べられているのではなく、先の論定に適合しており問題は無い。しかし第四例と第五例については、別教一乗の釈中に於いて因果相対が説かれ、しかも向上門を内容としており、右の類別か

ら外れていることとなる。そこで次にこの二つの用例を詳しく調査することにした。

第四節 第四例と第五例の考察

これら二つの用例の内容から見てゆくと、まず第四例（三一八頁上参照）は、別教一乗の縁起の内容が説かれる「十玄縁起無礙法門義」の中の、いわゆる十玄門の釈中に於ける一文であり、果分は不可説相であれば、どうして十信位の終心に作仏得果の法を明かしているのか、との問いに、見聞・解行・証入の三生成仏を挙げ、因位が満ちた者が果海中に没する、それが証境界であり不可説である、と向上門としての「因から果へ」の解釈を以て答えている内容である。前の第三例に於ける「形対の果」の釈にあつては究竟自在の果ではないと定めていた相對の果が、ここでは証境界、不可説とされていることになる。つまりこの第四例に於いては、別教の分齊としての果分不可説が、形対、向上門としての果と等しいと説かれているということになる。

次に第五例は、円教の行位を明かす一段である。先には因果が語られた該部分のみ抽出して揭示したので、ここで省略した前段を補いつつ詳しく内容を逐ってゆくことにする。

若依円教有二義。一撰前諸教所明行位。以是此方

便故。
二撰別教有三義。
（三七八頁／同・四八九中）

まず最初に円教の行位を二つに分けており、このうち一で「前の諸教に明かす所の行位を撰す」とするものを（方便）と定めていることが注目される。

次に二の別教には三義が有るとしているが、そのうち一「寄位に約す」は、第一節で「因果無二」の用例を挙げる中にて採り上げた部分である。そして二「報に約す」が「因果相對」に該当する部分で、先に第五例として用いたものであるが、その折りには最後の部分のみ採り上げたので、ここでは「報に約す」全体を以下に掲げる。

二約報明位但有三生。一成見聞位。謂見聞此無尽法門。成金剛種等。如性起品說。
二成解行位。謂都率天子等、從惡道出已、一生即至離垢三昧前、得十地無生法忍、及十眼・十耳等境界。広如小相品說。又如善財始從十信、乃至十地、於善友所、一生身上、皆悉具足。如是普賢諸行位上者、亦是此義也。
三証果海位。謂如下弥勒、告善財言、「我當來世成正覺時、汝當見我」。如是等。當知。此約因果前後二分二位故。是故前位但是因圓、果在後位。故說「當見我」。

（三八〇頁／同・四八九下）

報、即ち果報に約して階位を明かす場合について、見聞位・解行位・証果海仏の三生成仏を以て積されている。最後に纏めとして語られる一段は、因果を前後の二つの位として分ける立場に立つ故に、このようにいうことができる、ということとを述べている訳である。このようにこの一段は別教の分齊として説かれている部分であるが、その内容は向上門、相對の因果によって解釈されているのである。

以上、内容を見てきたように、これら二つの用例に於いては、別教の分齊として、相對としての、向上門の因果が説かれていることとなるのであるが、これは何故であろうか。

ここには『五教章』での法蔵が華嚴を別格なる別教と定めたことに於ける問題が露見しているものと推せられる。そこで次にこの点を解明するため、章を改めて『五教章』に於ける同・別二教と海印三昧・性海の関係を調査してゆくことにする。

第二章 『五教章』に於ける法蔵の思想的立場

第一節 『五教章』に於ける同教・別教と海印三昧・性

海の関係

(一) 同教・別教

本章では『五教章』中で解釈されている同教・別教と性海・海印三昧との関係について調査して行くのであるが、本稿

因果の用例より見た『五教章』に於ける法蔵の思想的立場(館野)

が因果に重点を置くものであることから、全ての用例を調査することは控え、⁽⁶⁾ここでは別教・同教についてそれぞれ一例ずつを挙げる。

まず別教の解釈では、「建立乘」第二で△別教一乘▽が説き出されるに当たり、性海果分(十仏の自境界)・縁起因分の無二を語っている部分(六四頁/大正四五・四七七上)と、これと同様の内容が「義理分齊」第九の「十玄縁起無礙法門義」第三で、△別教一乘の義理▽が説き出されるに際して示されている部分との、これら二箇所での性海果分(十仏の自境界)・縁起因分が別教の分齊として説かれている点。一方これに対して、同教の解釈中では、

二同教者、於中有二。初分諸乘。後融本末。初中有六重。
(八九頁/同・四七八下)

などとされるのみであって、性海・十仏の自境界との関連は全く示されていないのである。このような記述から、『五教章』に於ける法蔵が、別教のみに果分不可説を与え、同教は性海果分を外れていると積し定めることによって、別教に特別な位置付けを与えようとしている意図が看取できるのである。⁽⁷⁾

更にこのことは次に見るように、海印三昧と性海との関係

に、明白に露顕しているのである。

(二) 海印三昧・性海

『五教章』は、その巻頭で、

今將^ニ開^スニ 釈迦^ノ海印三昧一乗教義^ヲ、略^{シテ}作^スニ 十門^ト。

(五一頁／同・四七七上)

『五教章』に説示される全体をへ海印三昧としての一乗教義√と定め、その上で「建立乗」第一の最初にて、その一乗教義を、

初^ニ明^カス^ト 建立^ス乗^者、然^レ此^ノ一乗教義^ヲ分^テ齊^ニ、開^キ為^スニ 二門^ト。一^ニ別^ニ教^ト。二^ニ同^ニ教^ト。

(五九頁／同・四七七上)

同教・別教の二門に分けている。更に本論考の第一章、第一節の(一)に引用したように(三一三頁下)、このうち別教一乗は性海果分と縁起因分の無二なるものと説かれ、性海果分は十仏の自境界であり不可説であると定められている。

以上を纏めると、海印三昧としての一乗教義は同教・別教に開かれ、その中の別教一乗は性海・十仏の自境界と無二なる因分として語られる、となる。しかし一方で同教については、先に引用したように性海・十仏の自境界に関与するもの

とは示されないのである。しかしながら、右にも見たように一乗教義は海印三昧であると言頭で明示していることから、同教も別教とともに海印三昧所現としての一乗教義のはずであり、とするならば同教も海印として説かれる因分であるはずである。それにも関わらず別教のみに海印・十仏の自境界との無二を与えていることになり、明らかに統一が取れていないことが判る。

ところで、その十仏の自境界は、智儼にあっては海印三昧と同じである、ということが木村清孝博士によって推定されており(『初期中国華嚴思想の研究』四七七頁)、また『孔目章』巻四では、

一乗同教教義、依^ル起^ルニ 海印定^ト。

(大正四五・五八六中)

としていることから、智儼に於いては同教も十仏の自境界、海印三昧所起と位置付けられていることが判る。当然、法蔵は師匠のこの設定を熟知していたはずであるが、これを崩してまで、このような別教のみ性海果分、十仏の自境界に関与するものと定めたのは、別教と同教とをこの点で明確に区別しなかったからであろうことが推せられ、そしてここに、『五教章』に於ける法蔵が別教のみを自らの立場(華嚴)として優位に置きたい意図が働いていることが窺えるのであ

る。

更にこのことは、法蔵が別教の不可説果分に「性海」の語を使用していることから看取することができる。即ち法蔵が別教の積で、巻頭で用いていた海印三昧の語を用いて、別教は海印所現であるとはせず、ここに「性海」の語を採択している理由は、同教との格差を示したかったことによるものと思われる。つまり巻頭で同・別等しく海印三昧であるとしながらも、別教を同教より高く位置付けたい法蔵は、別教のみに果即因の立場を与えたかったが、ここに海印の語を用いることができないために、「性海」の語を採用してそれを表現したものである⁽⁸⁾。

更に、先に方便が同教の分齊とされている引用を掲げた(註5参照)が、ここには、同教(方便)から別教へという方向を看取することができ、別教がそれまでの諸教より勝れていることを表明する意図がここに含まれていると見ることができよう。そしてこのことは、先に註の中で掲げた、吉津博士が追究された結果としての、『五教章』に記述される別教と同教の特徴にも合致するものである。吉津博士のまとめられた内容について、本稿と関連する部分のみを簡略に記すならば、別教については明確に『華嚴経』—円教—本教—別教—乗と規定できるが、同教については、円教に同別二教を立てる一方で、円教は別教であるとするなど、複雑な位置付けを

行っており、一乗とありながらも三乗と共に扱っているなどのことから、別教一乗のみを高く顕揚していることが判る、ということとなるが、同教の定義について、別教と同列に扱っている場合と、格差を付ける場合との両者が見られる理由は、本稿での以上の調査から見れば、前者は同別二教は同じく海印三昧所現であるゆえ、その境界の視点から見たならば差はない、ということからのものであり、後者は別教(華嚴)優位と表現したい意図からのものであることが知られるであろう。

ここに『五教章』に於ける法蔵の思想的立場が窺えるのである。即ち、一方では同教・別教が海印所現とする全てを包括する視点を提示しながら、他方では別教のみに性海果分(十仏の自境界)・縁起因分の無二を当て、また別教の下に同教を置いて差を付けるなど、別教のみを高く勝れたものとして他と区別する姿勢である。そしてこの両者のうち『五教章』に於いては後者の、別教を優位とする立場が主流となっているのである。

また先に引用した「行位差別」の円教の行位(三二〇頁上下)で、△方便▽と定めたものに対し明確に△同教▽の名を与え、書き示していないことに対する理由も、このような両立場の間に於ける問題によるものと理解できるはずである。

第二節 因果の用例に見られた問題との関連

以上見たような『五教章』に於ける法蔵の思想的立場から、先の別教の因果の説示中に向上門が説かれているという疑問に対するならば、その理由は明らかであろう。即ち『五教章』に於ける法蔵は、別教の因果無二としての果を究竟自在、性海とし、これを華嚴の立場と定め、同教の因果相對、向上門の果は一段低い立場と定めているのであるが、この分類上では、この双方にまたがる形の、華嚴思想としての向上門である三生成仏は配置する場所が無くなってしまふ。右のような類別の中で三生成仏を華嚴思想として説くためには、別教の説示中に説く他は無く、ここに於いて因果無二の説示中に向上を説くという状況が生まれることとなった訳である。

結

『五教章』に見られるこのような不統一は何故生じているのであろうかを問うならば、その大きな要因は思想展開上の問題と捉えることができる。思想展開とは個人の仏教者に於ける追究の、初期から後期への流れに思想的な展開の跡を見るところというものであるが、この視点から見たときに、法蔵自身の修道追究の過程に於いて、『五教章』が初期の著述である点にこの問題が起因している、ということが思われる。この

ような思想研究の視点から『五教章』での、一方で海印三昧一乗教義として全体を包括する立場を示しておきながら、他方でその中の一部である別教のみ性海果分に関わるとし、それを優位に置く姿勢を取っているということを見るならば、後者が前者の立場へ向かう途上であることが思われ、法蔵自身は向上的立場に身を置いていることが知られ、これが『五教章』に於ける不統一を生ずる原因であるといひ得るはずである。

このことは『五教章』と、それ以降の著述との内容を対比調査する事によって、より明白となる。例えば『五教章』の「義理分齊」にて別教一乗と定められた同体・異体の相即・相入の在り方と、同教と推定される「性相通融」の在り方が、『五教章』より後の著作である『華嚴經旨歸』では、法相円融の所因を十種に分けて説く「經の意を積す」第八の九と十に「縁起相由」と「法性融通」として両者を並存させて収めている点（大正四五・五九四下―五九五下）、更に同じく『華嚴經旨歸』では、一切が余り無く海印三昧勢力の顕現であることが述べられている点（『説經仏』第三の四「依起無礙」、同・五九一上）、などによって窺い知ることができるのである。

以上、『五教章』に於ける法蔵の思想的立場を解明するため、因・果の用例を逐って来たのであるが、ここで判明したことからは、『五教章』に表明されている思想に対する場合

には法蔵の他の著作全体に、また『五教章』のみに限っても一書全体に目を配った慎重な対処が要求される、ということが知られ、例えば五教判については、『五教章』三巻全体に目を配っての、全用例に対する調査が必要であることが判明するのである。

註

(1) 『五教章』の撰述年代に関して、鎌田茂雄博士は、文明元年(六八四)に法蔵が地婆訶羅から聞いた、インドでの戒賢と智光による有・空の論争がここに記されていないことなど、諸論を検討された後、

智儼の影響の大きかった若年期に撰述されたものであることはほぼ疑いない。

と結論されている(『華嚴五教章』第一編序論、一『五教章』の撰述年代)一九頁―二四頁「仏典講座二八」大蔵出版 昭和五〇年五月)。

また吉津宜英博士は『十二門論宗致義記』を六八五―六八七の、法蔵四三歳から四五歳頃とされた上で『五教章』をそれ以前と考えるが、これはテキスト成立に関して種々の問題点があるので、更に考究が必要であると思う(『華嚴一乘思想の研究』第二章 第三節「法蔵の著作について」一四五頁、大東出版 平成三年七月)。

とされる。この撰述年代に関して筆者は、最も永く捉えて、智儼没(六六八年)から、『寄海東書』が送られた六九三年頃ま

因果の用例より見た『五教章』に於ける法蔵の思想的立場(館野)

での長期にわたって作成されたものではないかという推測もあっており、この見解については機会を改めて論究したいが、法蔵初期の著述であることについては疑いのないところである。なお以下、本論考では『華嚴五教章』の底本には和本を用いた鎌田茂雄博士の『華嚴五教章』(「仏典講座二八」大蔵出版 昭和五〇年五月)を使用し、参考として大正蔵経四五巻の頁数を併記する。

なお因分・果分についての論考には以下のものがある。浅井潔「華嚴の教主——因分果分に就て——」(『禅学研究』二七 臨濟学院専門学校禅学研究会 昭和一二年七月)、目幸黙僊「法蔵教学における因果二分思想」(『宮本正尊教授還暦記念論文集 印度学仏教学論集』三省堂 昭和二九年七月)、木村清孝「華嚴教学における因果の問題」(『仏教思想』3 因果)第一〇章 平楽寺書店 昭和五三年二月)、吉津宜英「華嚴一乘思想の研究」第五章 第二節「因分可説と果分不可説」(大東出版社 平成三年七月)。しかし『五教章』に限って、しかも思想展開の視点から、法蔵の著述に於ける因分・果分の変遷を追跡する目的を以て調査が行われているものはない。

(2) ただしここでは経論からの引用である場合と、「義理分齊」第九にて積されている十義の一つである「因果」が、項目名として述べられている部分は除いている。前者は法蔵の直接の見解からは外れているということから、また後者は「義理分齊」中で十義が解釈されるべき部分に於いても項目名が語られるのみであり内容は積されず、他箇所でも例えば「別教一乘に明かす所の行位・因果等の相も、彼の三乗施設の分齊とは全く別に

して不同なり」（八四頁／大正四五・四七八中）というように、別教一乗の例えとして項目名が挙げられるのに過ぎない、という理由からである。

(3) なお「縁起因門六義法」は因の六義を明かす一段であるゆえ、単独に因が使用されている例は多く見ることができると。また、先に記したように、「十玄縁起無礙法門義」第三が別教一乗の縁起を明かしたものと定められていることから、この「三性同異義」第一と「縁起因門六義法」第二は同教の分齊に該当するものと推せられる。

(4) なお宋本では、この次にもう一例が加えられる。それは第七「二乗廻心」で終教の廻心が解される部分に於ける問答の、問いの中で、

問。如^レ瑜伽・顯揚論說^ニ諸識成熟不成熟中^ノ四句^ノ内^ノ声聞・独覚、入^ニ無余依涅槃^ニ者、阿頼耶識及諸^ノ轉識俱不^レ成熟^ト、既本識・轉識皆滅^ニ無^レ余^ト。後生^ニ心^ノ以^テ何^レ為^レ因^ト。無^レ因而生^ル果不^レ應^レ理^ト故。

（大正四五・四九六上／四六二頁）

声聞・独覚が無余涅槃に入ったならば、本識（阿頼耶識）・轉識（前七識）皆滅して余りが無いと『瑜伽論』などに説かれているのに、その後心を生ずるとするのは、いかなる原因があるのか。原因無く結果が生ずるならば道理に合わない故に。という部分であるが、これは原因―結果の相對表現として語られたものである。

(5) ここで方便とされているのは同教を指すと考えられる。同教を方便とすることについては、一つには、「建立乘」第一に於て同教が分諸乗と融本末の二に分けられるうちの前門で、一

乘に七種を挙げる中の第二「約撰方便」にて、

二約^ニ撰^レ方便^ト。謂^ク彼^ノ三乘等法、總^{シテ}為^ス二^ノ乘^ノ方便^ト故、皆名^ニ一^ノ乘^ト。故經云、「諸^ノ有^ニ所作^ト、皆為^ス二^ノ大事^ノ故」等。

（九四頁／同・四七八下）

方便を撰するものとされている点。二つには、「所詮差別」第九の「種性差別」で一乗の種性が説かれる中で、

第三約^ニ一^ノ乘^ノ有^ニ二^ノ說^ト。一^ハ撰^ニ前^ノ諸教所^ノ明^ス種性^ト。並^ニ皆具^ス足^ト。主伴^ト成^ス宗^ト。以^テ同教^ト故。撰^レ方便^ト故。

（三五八頁／同・四八七下―四八八上）

などと定められていることよって知ることができると。

(6) 既に吉津宜英博士は「華嚴同別一乗の成立と展開」（『仏教学』二七号、平成元年九月）で、『五教章』に記された同・別二教の用例を全てにわたって検討され、その結果として、まず別教一乗については、

別教一乗については一貫して『華嚴經』―円教―本教―別教一乗として法蔵の主張の中核を形成していた（三九頁）。とされ、次に同教一乗については、

同教一乗についてはきわめて複雑な位置付けを行っていることが明らかとなった（同前）。

とまとめられている。

なお右のようにまとめられた結果について、後に再び触れることになる。

(7) 法蔵が別教を優位に置く姿勢を取っている、という指摘はすでに吉津宜英博士によって為されている（『華嚴一乗思想の研究』参照）。しかし吉津博士は法蔵の全著作に対してその姿

勢を当てて見られるが、筆者は『五教章』以後、その立場は展開して行くものと見る点に相違がある。

(8) 性海の用例は智儼には見られないようである。因みに浄影寺慧遠は『大乘義章』(大正四四・八三四上)で、仏土の別称として「性海」の語を記していることから、法蔵は地論宗系の典籍からこの語を採用したのであることが推される。